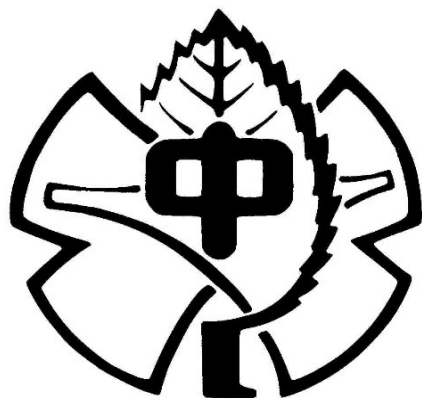


# 校章



## 教育目標

- 自ら学び工夫し
- 思いやりの心を持ち
- からだを鍛える生徒

|   |   |
|---|---|
| 校 | 訓 |
| 自 | 主 |
| 創 | 造 |
| 友 | 愛 |

開校記念日 5月10日

# 生徒心得

私たちの生活は、すべてをきまりで拘束することはできない。しかしきまりはなくても学校、家庭、地域社会の一員として良いことはすすんで実行しよう。また悪いと思われることは絶対にやめよう。以下の心得を全員が心がけて立派な中学校生活をおくろう。

## 校内生活

### 学 習

学校生活の中心は勉強であり、私たちにとって大切なことは自分から進んで積極的に学び、疑問を持つという研究態度であることを自覚しよう。

1. 始業5分前までに登校しよう。
2. 5分前になったら、朝礼のある日は体育館に集合し、その他の日は教室に入り、朝読書に取り組もう。
3. 始業のチャイムの前に自席につき、学習態度をととのえよう。
4. 授業中は自分でよく考え、友人に話しかけて迷惑をかけたたり、大事な点を聞きもらしたりすることのないよう注意しよう。
5. 欠席した教科は友人、先生にたずねて、おくれのないよう整理しよう。
6. 学校図書館の利用、先生への質問、家庭での予習復習など、ふだんの努力の積みかさねが大切であることを理解し、学習計画を確立し実行しよう。
7. 教科書やノートなどの学習道具は、必要に応じて持ち帰り、家庭学習に役立てよう。

## 規 律

明るく、正しい学校生活をするために規律を守り、自分の義務、責任を完全に果たすよう努力しよう。

1. 自分の所持品には、学年、組、氏名をはっきり書こう。
2. 学習上必要でないもの、または余分なお金は持って来ない。持ってきたときは、先生に預ける。金品を紛失または拾得したときは、すぐに先生に届けよう。
3. 金品の貸借、物の売買はやめよう。
4. 廊下は走らずに右側通行を守って歩行しよう。
5. 火災その他非常の場合の避難法と処置をふだんから十分よく知っておこう。
6. 何か非常事態がおこったときは、先生の指示に従い落ち着いて退避しよう。
7. 校舎、校具の使用には(平日、休日を問わず)関係の先生に届け使用後は必ず報告しよう。許可のないときの使用はやめよう。

## 学校の美化

気持ちのよい学校生活を送るために、美しい環境をつくろう。

1. 学校を美しくするには、お互いに先ずよごさないように気をつけよう。
2. 清掃が終わったら、必ず区域の責任の先生に報告しよう。
3. 清掃用具は大切に取扱い、定められた場所にきちんと整頓して置こう。もし破損したときは、すぐに修理するか、係の委員を通して先生に届け出よう。

## 校外生活

## 家庭生活

私たちの毎日は、学校と家庭の生活が大部分である。良い習慣、学習態度など家庭から育てあげよう。

1. 家族にはまごころをもって接し、家庭の一員としてすすんで家庭生活に協力しよう。
2. 予習、復習は明日の学習効果をあげるのにたいへん役立つ。怠らずに習慣をつけよう。
3. 外出のときは、行く先、帰宅時刻、同行者の名前をはっきり告げ、責任をもって行動しよう。
4. 夜間の外出外泊は、非行につながりやすいのでやめよう。

## 地域の社会生活

校外生活も大切な学習の場である。陵南中学生徒としての誇りをもって立派な態度で行動しよう。

1. 交通道徳や社会道徳をしっかり身につけよう。
2. 公共物は多くの人々のものである。大切に取扱い、仮にも個人の所有物のような扱いは絶対にやめよう。その使用には必ず許可を受けるようにしよう。
3. 自分や友人が事故や事件に巻き込まれたときは、すぐに保護者や警察、または、学校に連絡しよう。
4. 行動の自由には、きびしい責任がともなうことを忘れず、他に迷惑をおよぼす行為またそのような行動をする人との交わりはつつしもう。

## 礼儀

なごやかな親しさの中での礼儀は、社会生活にとって大切である。お互いに気持よく守っていこう。

1. いつ, どこでも陵南中学校の生徒としての誇りをもって, 礼儀正しく行動しよう。
2. 朝や帰りのあいさつは, 明るく朗らかにしよう。
3. 学校への訪問者や先生には, すすんであいさつしよう。
4. 言葉づかいはていねいに, 特に先生や年上の人には注意しよう。
5. いつ, どこでも, 相手の身になって考え, あたたかいいたわりの心を忘れないで人に接しよう。

# 学校生活の決まり

## ☆1. 頭髪・服装

※衣替えは各自で行ってください。

### 1) 標準服の規定

・冬服→ワイシャツ, ブレザー(共通),  
男子:ズボン

女子:スカートまたはズボン・ベスト

・夏服 ワイシャツまたは指定紺ポロシャツ(共通)

男子:ズボン

女子:スカートまたはズボン・ベスト

※スカートの丈は、膝頭とする。

2) ワイシャツ 白色とする。(丸襟, ボタндаウン不可)

3) ネクタイ: 儀式の時は着用する。

※儀式とは始業式, 終業式, 修了式, 入学式, 卒業式, 式典等

4) ソックス: 白色・黒色・紺色・灰色のいずれかとする。  
(ワンポイント可)

5) 靴: 運動靴とする。(体育時に使用可能なもの)

6) 頭髪: パーマ, 染色, 脱色等不可, アクセサリー等の禁止。整髪料の使用禁止。

★「陵南中学校頭髪五ヶ条(生徒会)」参照

7) 頭髪: パーマ, 染色, 脱色等不可, アクセサリー等の禁止。整髪料の使用禁止。

8) 防寒着について(冬期): セーター・コート類の着用は認めている。

★「防寒着について(生徒会)」参照

## 2. 登下校

- 1) 8時25分 (始業時5分前の予鈴)までに登校する。遅刻をしない。
- 2) 登下校の途中で、買い食いや寄り道をしない。
- 3) 交通規則を守る。自転車による登下校は禁止する。
- 4) 登校後、無断外出はしない。必要のある時は、担任に申し出て許可を得る。
- 5) 教室・活動場所の戸締まりと消灯を必ず行う。活動のない生徒は、一般の下校時刻を守ること。

※下校時刻

- |         |                |
|---------|----------------|
| ○一般下校時刻 | 15時50分         |
| ○最終下校時刻 | 18時30分(3月~10月) |
|         | 18時00分(11月~2月) |

### 3.所持品(持ち物)

- 1) 所持品には、学校名・組・氏名を明記しておく。
- 2) 学習に必要なでない物や貴重品はもってこない。また、金銭や物品の貸し借りはしない。
- 3) 飲み物として、紙パック・ビン・カン類・ペットボトル等の飲み物は禁止です。飲み物は、全て水筒の中に入れて持ってくるようにする。

### 4. 学習

- 1) 始業のチャイム前に席に着き、学習の準備をする。
- 2) 授業中は私語を慎み、他人に迷惑をかけない。
- 3) 真剣に学習し、積極的な態度で授業にのぞむ。

### 5. 公共物を破損した場合

- 1) 速やかに、担任の先生または担当の先生に報告し『破損届け』を提出すること。

- 2) 自分で修理できる物は修理し、終わったら先生に報告し点検を受けること。
- 3) 故意による破損については、原則として弁償すること。

## 6. 各活動の優先順位

生徒会を最優先する。以下→委員会 学級→部活の順とする。

### ※携帯電話について

本校では、携帯電話等の持ち込みは原則禁止。特別な理由(登下校時の危険回避・安全確保など)があり、携帯電話等を所持させる必要がある場合は「携帯電話に関する許可申請書」を提出する。なお、許可条件は次の通りとする。

1. 学校では携帯電話を使用しない。
2. 登校後すぐに職員室に携帯電話を預け、下校時に受け取る。
3. 携帯電話によって学校生活に支障をきたさないようにする。

以上の許可条件を守れなかった場合は、携帯電話を担任が預かり、保護者の方に受け取りに来てもらう。

### <貴重品の扱いについて>

1. 財布・携帯電話・鍵(自宅など)等の貴重品は必ず職員室に預ける。

↓

2. 下校時に職員室で貴重品を受け取る。
  - 1) 各自の荷物は、それぞれの活動場所へ持っていくこと。
  - 2) 部活動に入っていない生徒も含めて帰宅する際は、各自、荷物を身から離さないで速やかに下校すること。

## <学習用端末 Chromebook の利用ルール>

Chromebook は、午後11時から午前5時までは利用できない。

### 【禁止行為について】

- ・学校の教育活動に関連すること以外での利用
  - ・アカウントの他人への貸与や公開, 他人のアカウントへのログイン(なりすまし)
  - ・同意を得ない撮影や盗撮・録音や盗聴, 他人を傷付けたり嫌な思いをさせる書き込み等
  - ・インターネットサービス等への課金やオンラインショッピング
  - ・SNS等を利用し, 私的な連絡手段としての利用
  - ・自分や他人の個人情報(名前や住所, 電話番号など)のインターネット上への発信
  - ・学校から発信された文書や映像, 音声 (児童・生徒や教員の肖像を含む)のコピー及び発信
  - ・端末及び電源アダプタの分解, 破壊
  - ・端末及び電源アダプタの他人への又貸し, 改造, 売却
- 上記行為をした場合は, 民事上, 刑事上の法的責任を問われることがある。また, 上記行為が発覚した場合, 端末及びアカウントの利用を停止する場合がある。

# 生徒会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は東京都八王子市立陵南中学校生徒会という。

第2条 本会は、本校の生徒をもって組織する。

第3条 本会は、自治の精神にもとづき、学校の方針にそって中学校生活を明るく、豊かなものにするための活動を目的とする。

## 第2章 組織

第4条 本会は、第3条の目的を達するため次の諸機関を設ける。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. 役員会
4. 専門委員会
5. 選挙管理委員会

## 第3章 諸会の構成と任務

第5条 総会は最高の議決機関であり、次の仕事をおこなう。

1. 規約制定,及び改廃
2. 役員承認
3. 各専門委員会の活動方針の決定, 活動報告の承認
4. その他必要事項の決定

第6条 中央委員会は、総会につぐ議決機関で各学級委

員，専門委員長により構成される。主として次の仕事をおこなう。

1. 各専門委員会の活動報告の承認
2. 生徒会活動の具体化
3. 各学級などから出された意見や要望をまとめ生かすための決定
4. 何らかの理由で生徒総会が開られない場合，生徒総会に代って第5条の2，3，4について議決することができる。

第7条 専門委員会は，次の委員会に分かれ，自主活動をする。

1. 学級委員会
2. 美化委員会
3. 保健委員会
4. 図書委員会
5. 放送委員会

委員はクラスの生徒と担任から推薦された者の中から選考する。委員の任期は半年とし，他の委員との兼任はできない。

第8条 専門委員は，男女各1名を学級から選出することを原則とし，前期(4月～9月)または後期(10月～翌3月)を任期とする。

第9条 専門委員会は委員長1名，副委員長2名，書記2名を選出する。

第10条 すべて会議は3分の2以上の出席をもって成立し出席者の2分の1以上をもって議決する。

## 第4章 役員

第11条 本会には，次の役員をおく。

1. 会長 1名(2年)
2. 副会長 2名(うち1名 1年)
3. 書記 2名(うち1名 1年)

第12条 役員の仕事はつぎのとおりである。

1. 会長

- ① 生徒会の代表であり、本会の活動について責任を負う。
- ② 総会、中央委員会、臨時総会、臨時中央委員会を招集する。
- ③ 上記の会の決定にしたがって仕事をする。

2. 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはこれに代って仕事をする。

3. 書記は生徒会の記録をつくり、各会の資料を整える。

第13条 会長、副会長、書記は生徒会選挙規定により、全会員の投票により選出される。

第14条 役員任期は10月1日より、翌9月30日までの1ヶ年とする。役員に欠員が生じたときは直ちに補充する。その任期は残任期間とする。

第15条 役員は会員の3分の2以上により不新任されたときはやめなければならない。

## 第5章 生徒会規約の改廃と手続

第16条 本会則は、生徒からの希望、運営上の不都合が生じた場合に改廃について審議される。

第17条 本会則の改廃は、中央委員会の審議で2分の1以上賛成を得て総会で3分の2以上で承認された場合成立する。

## 第6章 付則

第18条 生徒会のすべての活動は顧問を通じ、学校長の承認を受けなければならない。

第19条 本会則は、昭和60年前期に成立、同年後期役員選挙から施行する。

第20条 昭和61年3月25日、本規約一部改正

第21条 昭和62年3月25日、本規約一部改正

第22条 平成元年3月25日、本規約一部改正

第23条 平成2年3月25日、本規約一部改正

第24条 平成17年3月25日、本規約一部改正

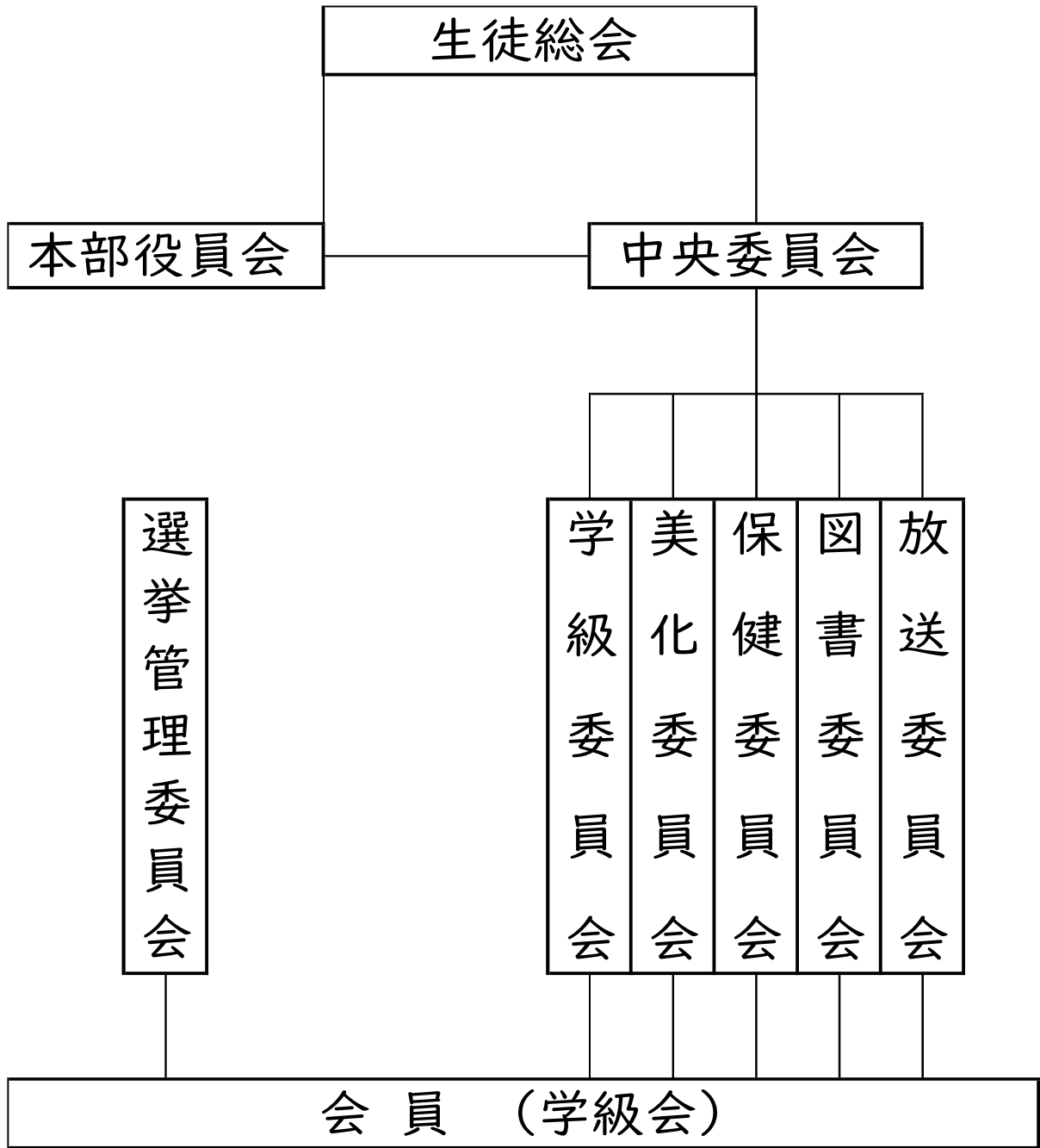
第25条 平成28年3月25日、本規約一部改正

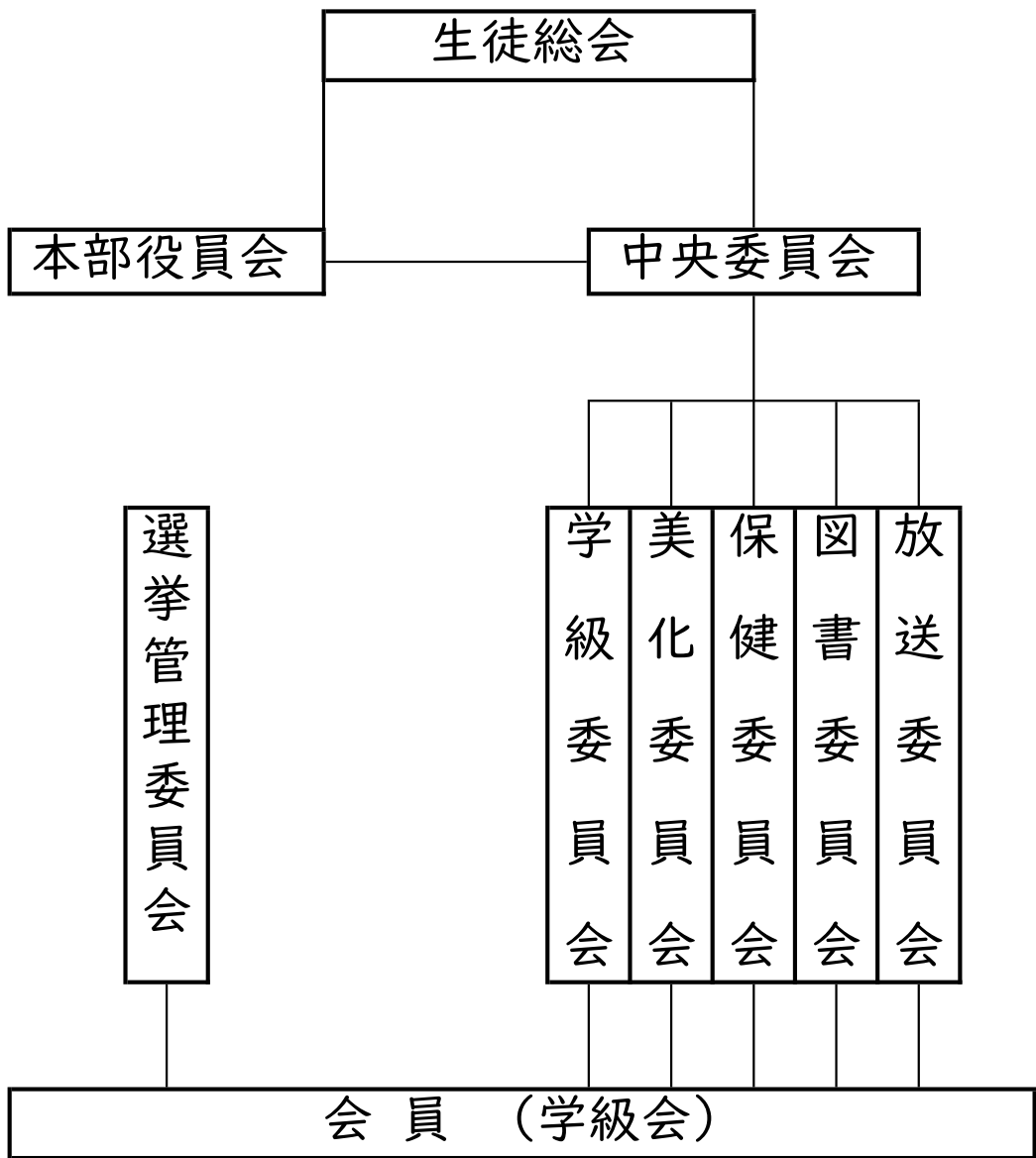
第26条 平成30年3月25日、本規約一部改正

第27条 令和3年3月25日、本規約一部改正

第28条 令和8年3月25日、本規約一部改正

# 本会の組織





# 生徒会選挙規定

## 第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員会は、各学級から選ばれた1名ずつの委員で構成される。

第2条 選挙管理委員会は、委員長を1名選ぶ。ただし必要があれば他の係りもおくことができる。

第3条 選挙管理委員会を、委員長が招集する。

第4条 選挙管理委員会は、生徒会役員選挙をおこなう。

第5条 選挙管理委員が、役員立候補者になったとき、学級から別に委員を選出し直さなければならない。

第6条 選挙管理委員の任期は1年とする。他の委員との兼任はさまたげない。

## 第2章 選挙規定

第7条 生徒会規約第13条に定める選挙については、本規定による。

第8条 選挙管理委員会は次の仕事をする。

1. 公示
2. 立候補者の受付け
3. 選挙公報の作成
4. 立会演説会
5. 投票用紙の作成
6. 投票にかかわる事務
7. 当選者の決定と発表
8. その他選挙管理に必要な事項

第9条 選挙は原則として9月におこなう。公示の日から1週間以内に立候補者の受付けをおこない、投票は原則として締切りから10日以内におこなうものとする。

第10条 生徒は、全校生徒から、1名以上の推薦を受け、立候補することができる。

第11条 各候補者は1名ずつ責任者をおかななければならない。責任者は、立候補者の選挙活動に責任をもち、選挙管理委員会から指示された事務を行う。

第12条 ポスターは、候補者1名につき10枚までとし、責任者は選挙管理委員会の認可印を受け、責任者名を記入し、校内の指定されたところにはる。

第13条 この規定に違反した行為は、または不正行為をした会員は、選挙権および被選挙権を失う。その判断は選挙管理委員会がおこなう。

第14条 投票は次の要領でおこなう。会長1名, 副会長2名, 書記2名, なお, 副会長, 書記については, 1, 2年各1名ずつ記入して投票する。

第15条 立候補者が, 定員内の場合, 信任投票をおこなう。有効投票数の過半数をもって当選とする。

第16条 定員をこえる立候補の場合, 得票数の上位から定員内を当選とする。

第17条 次のような投票は無効とする。

1. 候補者以外の人を記入してある場合
2. 定められた投票用紙が使われていない場合
3. 規定をこえる人数が記入してある場合
4. 選挙管理委員会において判定困難な場合
5. その他選挙管理委員会が定める細則に違反している場合

### 第3章 付 則

第18条 選挙事務を円滑に行うために選挙管理委員会は細則を定めて, これを施行できる。